

特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan 定款

第1章 総則

(名称)

第1条

この法人は、特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan（以下「この法人」という。）と称する。

(事務所)

第2条

この法人は、主たる事務所を静岡県掛川市本郷 588 番地の 2 原谷第二団地 C 棟 101 号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、車椅子利用者、高齢者、障害者その他支援を必要とする人々及び地域住民に対し、防災、減災、避難支援、福祉、生活支援、移動支援、地域福祉の推進、情報提供その他公益の増進に関する事業を行うとともに、行政、地域住民、自治会、社会福祉協議会、教育機関、企業その他関係団体との連携及び協働を推進し、地域における相互理解及び支え合いの仕組みづくりを通じて、誰もが安心して暮らし、互いの人格と個性を尊重しながら活躍できる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 科学技術の振興を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)／

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。／

(1) 防災・減災・避難支援及び災害対策に関する事業／

障害者、高齢者その他支援を必要とする人々を対象として、防災・減災・避難支援に関する調査、啓発、情報提供、相談及び地域連携を行う。／

(2) 福祉・生活支援事業／

障害者、高齢者その他支援を必要とする人々を対象として、日常生活支援、移動支援、相談支援その他地域生活の向上に資する活動を行う。／

(3) 生活環境調査・研究事業／

バリアフリー、ユニバーサルデザインその他生活環境に関する調査、研究及び改善に向けた提言その他必要な活動を行う。／

(4) 講演・研修・普及啓発事業／

防災、福祉、地域共生その他公益の増進に関する講演会、研修会、講習会、交流会その他普及啓発に関する活動を行う。／

(5) 情報収集・情報発信事業／

情報通信技術その他各種媒体を活用し、防災、福祉、生活環境その他公益に関する情報の収集、発信及び啓発活動を行う。／

(6) 連携・協働推進事業／

行政、地域住民、企業、教育機関、各種団体その他関係機関との連携、協働及びネットワークの構築を推進する。／

(7) 人材育成事業／

ボランティア及び地域活動を担う人材の育成並びに活動支援に関する事業／

(8) 調査研究・出版事業／

調査研究、成果の記録、出版その他各種資料の作成及び情報提供に関する事業／

(9) 社会資源活用公益事業／

助成金、寄附その他社会資源を活用し、公益活動の推進及び活動基盤の充実を図る。／

(10) 国内外交流・協力事業／

国内外の団体、企業、教育機関、行政機関その他関係機関との交流、連携及び協力を推進する。

(11) その他法人の目的達成に必要な事業／

前各号に附帯又は関連する事業その他法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。／

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、その活動に参加し、法人の運営に参画するため入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、その活動を賛助又は支援するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が解散若しくは消滅したとき

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める方法により退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款又はこの法人の規定に違反したとき

(2) この法人の名誉若しくは信用を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他会員として著しく不適当と認められる行為があったとき。／

第4章 役員及び職員／

(役員の種類及び定数)／

第12条 この法人に、次の役員を置く。／

(1) 理事 3名以上／

(2) 監事 1名以上／

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。／

(役員を選任)／

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。／

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。／

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。／

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。／

(役員職務)／

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。／

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。／

3 副理事長を置く場合は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。／

4 理事は、理事会を構成し、この定款及び理事会の議決に基づき業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を執行する。／

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること、／

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること、／

(役員の任期)／

第 15 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。／

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。／

3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。／

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。／

(欠員の補充)／

第 16 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。／

(役員の解任)／

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。／

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。／

(2) この定款に違反したとき。／

(3) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。／

(報酬等)／

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。／

2 役員には、職務遂行に要した費用を弁償することができる。／

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。／

(職員)／

第 19 条 この法人は、必要に応じて事務局長その他の職員を置くことができる。／

2 職員は、理事長が任免する。／

第 5 章 総会／

(種別)／

第 20 条

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。／

(構成)✓

第 21 条✓

総会は、正会員をもって構成する✓

(権能)✓

第 22 条✓

総会は、次の事項について議決する✓

- (1) 定款の変更✓
- (2) 解散及び合併✓
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更 ✓
- (4) 事業報告及び決算✓
- (5) 役員の選任及び解任✓
- (6) 役員の職務及び報酬✓
- (7) 入会金及び会費の額✓
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄 ✓
- (9) 事務局の組織及び運営✓
- (10) その他法人の運営に関する重要事項✓

(開催)✓

第 23 条✓ 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する✓

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するとき開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。✓
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。✓
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。✓

(招集)✓

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する✓

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。✓

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない✓

(議長)✓

第 25 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。✓

(定足数) ✓

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。 ✓

(議決) ✓

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 ✓

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 ✓

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。 ✓

(表決権等) ✓

第 28 条 各正会員の表決権は平等とする。 ✓

2 やむを得ない理由により総会へ出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。 ✓

3 委任時に代理人の指定がない場合又は議長に一任する旨の意思表示があった場合は、当該総会の議長へ委任されたものとみなす。 ✓

4 前 2 項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。 ✓

5 総会の議決について特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。 ✓

(議事録) ✓

第 29 条 総会の議事については次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。 ✓

(1) 日時及び場所 ✓

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があ
る場合にあっては、その数を付記すること） ✓

(3) 審議事項 ✓

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果 ✓

(5) 議事録署名人の選任に関する事項 ✓

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。 ✓

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会へ付議する事項
- (2) 総会の議決事項の執行
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書類又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)／

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。／

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。／

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。／

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によって表決することができる。／

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。／

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。／

(議事録)

第 37 条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。／

(1) 日時及び場所。／

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）。／

(3) 審議事項。／

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果。／

(5) 議事録署名人の選任に関する事項。／

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。／

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)／

第 38 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。／

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産。／

(2) 入会金及び会費。／

(3) 寄附金品。／

(4) 助成金及び補助金。／

(5) 財産から生ずる収益。／

(6) 事業に伴う収益。／

(7) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録その他法令で定める書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該そのほかの事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法令で定める貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長 竹内 啓悟

副理事長 中西 雅樹

理 事 萩原 重秋

監 事 田島 祥子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会の終結の日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の

定めるところによる。／

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。／

(1) 正会員 ／

入会金 0 円 ／

年会費 5,000 円 ／

(2) 賛助会員（個人）

入会金 0 円 ／

年会費 5,000 円以上 ／

(3) 賛助会員（法人・団体）

入会金 0 円 ／

年会費 10,000 円以上 ／

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan
--------------	------------------------------------

役職名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	たけうち けいご 竹内 啓悟		有 ・ 無
副理事長	なかにし まさき 中西 雅樹		有 ・ 無
理 事	はぎわら しげあき 萩原 重秋		有 ・ 無
監 事	たじま しょうこ 田島 祥子		有 ・ 無

- * 1 役職名の欄には、理事長、副理事長、理事、監事等の職名を記載する。
 理事は3人以上、監事は1人以上置かなければならない。
- 2 報酬の有無については該当項目を○で囲む。
 報酬を受ける者は役員総数の1/3以内であること。
- 3 氏名及び住所又は居所の記載は、住民票の表記と同じとする。

特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan 設立趣旨書

1 趣 旨

日本ではこれまでも地震、台風、豪雨等の自然災害が繰り返し発生し、近年はその被害の甚大化や頻発化により、地域における防災・減災の重要性はますます高まっています。しかし、車椅子利用者をはじめとする障害者や高齢者等の要配慮者の視点から見た防災対策や避難環境の整備は、いまだ十分とは言えません。また、災害時だけでなく、日常生活においても健康の維持・増進、移動、買い物、情報収集、地域交流など、様々な場面で課題が残されています。これらの課題は、当事者の声や経験が社会へ十分に反映されていないことも一因であると考えます。

設立代表者は、車椅子生活を送る中で、災害時だけでなく日常生活における健康、移動、生活環境など様々な課題を長年にわたり感じ続けてきました。また、同じ立場の仲間と長年にわたり課題や将来像について意見交換を重ね、それぞれの経験や思いを共有しながら、地域社会に必要とされる支援や活動のあり方を、ともに考え続けてきました。

私たちは、支援を受ける立場にとどまるのではなく、当事者自らが地域課題を調査し、情報を発信し、行政、地域住民、企業、教育機関その他関係団体と連携・協働しながら、より良い地域社会を提案・実現していくことが重要であると考えています。その活動を継続的かつ社会的信用をもって推進し、より多くの人々や団体との連携を広げ、公益性の高い活動として発展させるため、法人格を取得することとしました。

本法人は、車椅子利用者をはじめとする当事者の視点と経験を生かし、防災・減災、避難環境、生活支援、移動支援、福祉、バリアフリー、地域交流等に関する調査研究、情報発信、相談支援及び普及啓発活動を行うことにより、誰もが安心して暮らし、自立し、社会参加できる地域社会の実現を目指します。さらに、活動を通じて得られた知見や実績を国内外へ広く発信するとともに、多様な世代や地域との交流・連携を促進し、地域を超えたネットワークづくりを推進します。

そして、持続可能で誰一人取り残されることのない共生社会の実現に貢献することを目的として、特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan を設立します。

2 申請に至るまでの経過

長年にわたり、車椅子生活を通じて様々な課題意識を持ち、その解決に向けた活動や検討を重ねてきた。

2025 年 4 月 Wheelchair Project Japan として情報発信・地域調査活動を開始

2025 年 6 月 防災・生活支援等に関する調査・情報発信を継続

2026 年 1 月 法人設立準備開始

2026 年 7 月 設立総会

2026 年 7 月 認証申請

2026 年 8 月 2 日

特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan

設立代表者

竹内啓悟

令和8年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和8年度は、法人設立初年度として、車椅子利用者、高齢者その他支援を必要とする人々及び地域住民を対象に、防災・生活環境に関する調査活動及び情報発信を開始するとともに、相談支援、地域交流及び関係機関との連携体制の構築を進める。また、翌年度以降の本格的な事業展開に向けた基盤づくりを行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費 見込額 (千円)
① 防災・減災・避難支援及び災害対策に関する事業	車椅子利用者、障害者高齢者その他支援を必要とする人々の視点から、避難経路、避難所、防災設備等の調査を実施し、地域課題の把握及び防災意識の向上を図る。	月 4 回	掛川市内を中心とする地域	4人	地域住民・障害者等（不特定多数）	20
② 福祉・生活支援事業	車椅子利用者、障害者、高齢者その他支援を必要とする人々を対象として、日常生活相談、防災相談、買い物支援、移動支援、スマートフォン及びパソコン活用支援等を実施し、地域生活の向上及び社会参加の促進を図る。	随 時	法人事務所、利用者宅、公民館、会議室等	4人	障害者、高齢者その他支援を必要とする人々及び地域住民（不特定多数）	10
③ 生活環境調査・研究事業	公共施設、公園、駅、商業施設等のバリアフリー状況を調査し、利用者目線による情報提供及	月 4 回	掛川市内を中心とする地域	4人	地域住民・障害者等（不特定多数）	10

	び生活環境の改善に資する活動を行う。					
④ 講演・研修・普及啓発事業	防災講座、バリアフリー講座、交流会、研修会、スマートフォン教室等を開催し、防災意識の向上及び地域住民との交流促進を図る。	随時	掛川市内を中心とする地域	4人	地域住民・障害者等（不特定多数）	0
⑤ 情報収集・情報発信事業	ホームページ、ブログ、SNS その他情報媒体を活用し、防災、福祉、バリアフリー等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、法人の活動内容の普及啓発を行う。	随時	法人事務所、	4人	地域住民・障害者等（不特定多数）	10
⑥ 連携・協働推進事業	行政、自治会、教育機関、企業その他関係団体と連携し、防災及び福祉活動のネットワークづくりを推進する。	随時	掛川市内を中心とする地域	4人	行政、地域団体、企業及び地域住民等（不特定多数）	0
⑦ 人材育成事業	ボランティア及び地域活動を担う人材の育成を目的とした研修及び活動支援を実施する。	随時	掛川市内の公民館、会議室その他必要な場所	4人	地域住民、障害者、高齢者、ボランティア、希望者、学生等 約 30 人	0
⑧ 調査研究・出版事業	調査研究の成果を報告書、出版物その他各種資料として取りまとめ、地域住民及び関係機関へ情報提供を行う。	随時	法人事務所、掛川市内	4人	地域住民、行政、関係機関	0
⑨ 社会資源活用公益事業	助成金、寄附その他の社会資源を活用し、防災及び福祉に関する公益活動を実施する。	随時	法人事務所	4人	地域住民、障害者等（不特定多数）	0
⑩ 国内外交	国内外の団体、企業、教	随時	掛川市内及	4人	行政、地域団	0

流・協力事業 ✓	育機関及び行政機関等との交流及び連携を図り、活動の充実及び発展を目指す。 ✓		び必要に応じてオンライン ✓		体、企業、教育機関等 ✓	
⑪その他法人の目的達成に必要な事業 ✓	前各号に附帯又は関連する事業その他法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。 ✓	随時 ✓	必要に応じて実施場所を定める ✓	4人 ✓	地域住民、障害者等（不特定多数） ✓	0

50(千円)

(2) その他の事業

なし
✓

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね3か月後以降について作成する。
- 3 2 事業の実施に関する事項については、定款に記載した事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 4 2 (1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。
- 5 2 (2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。
- 6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

令和9年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和9年度は、車椅子利用者、高齢者その他支援を必要とする人々及び地域住民を対象に、防災・生活環境に関する調査活動及び情報発信を継続するとともに、相談支援、地域交流及び関係機関との連携体制の充実を図り、公益活動のさらなる充実及び地域共生社会の実現を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費 見込額 (千円)
① 防災・減災・避難支援及び災害対策に関する事業	車椅子利用者、障害者高齢者その他支援を必要とする人々の視点から、避難経路、避難所、防災設備等の調査を実施し、地域課題の把握及び防災意識の向上を図る。	月 4 回	掛川市内を中心とする地域	4人	地域住民・障害者等（不特定多数）	20
② 福祉・生活支援事業	車椅子利用者、障害者、高齢者その他支援を必要とする人々を対象として、日常生活相談、防災相談、買い物支援、移動支援、スマートフォン及びパソコン活用支援等を実施し、地域生活の向上及び社会参加の促進を図る。	随時	法人事務所、利用者宅、公民館、会議室等	4人	障害者、高齢者その他支援を必要とする人々及び地域住民（不特定多数）	10
③ 生活環境調査・研究事業	公共施設、公園、駅、商業施設等のバリアフリー状況を調査し、利用者目線による情報提供及び生活環境の改善に資	月 4 回	掛川市内を中心とする地域	4人	地域住民・障害者等（不特定多数）	10

	する活動を行う。／					
④ 講演・研修・普及啓発事業 ／	防災講座、バリアフリー講座、交流会、研修会、スマートフォン教室等を開催し、防災意識の向上及び地域住民との交流促進を図る。／	随時 ／	掛川市内を中心とする地域 ／	4人 ／	地域住民・障害者等（不特定多数） ／	0 ／
⑤ 情報収集・情報発信事業 ／	ホームページ、ブログ、SNS その他情報媒体を活用し、防災、福祉、バリアフリー等に関する情報の収集及び発信を行うとともに、法人の活動内容の普及啓発を行う。／	随時 ／	法人事務所、 ／	4人 ／	地域住民・障害者等（不特定多数） ／	10 ／
⑥ 連携・協働推進事業 ／	行政、自治会、教育機関、企業その他関係団体と連携し、防災及び福祉活動のネットワークづくりを推進する。／	随時 ／	掛川市内を中心とする地域 ／	4人 ／	行政、地域団体、企業及び地域住民等（不特定多数） ／	0 ／
⑦ 人材育成事業 ／	ボランティア及び地域活動を担う人材の育成を目的とした研修及び活動支援を実施する。／	随時 ／	掛川市内の公民館、会議室その他必要な場所 ／	4人 ／	地域住民、障害者、高齢者、ボランティア、希望者、学生等 約 30 人 ／	0 ／
⑧ 調査研究・出版事業 ／	調査研究の成果を報告書、出版物その他各種資料として取りまとめ、地域住民及び関係機関へ情報提供を行う。／	随時 ／	法人事務所、掛川市内 ／	4人 ／	地域住民、行政、関係機関 ／	0 ／
⑨ 社会資源活用公益事業 ／	助成金、寄附その他の社会資源を活用し、防災及び福祉に関する公益活動を実施する。／	随時 ／	法人事務所 ／	4人 ／	地域住民、障害者等（不特定多数） ／	0 ／
⑩ 国内外交流・協力事業 ／	国内外の団体、企業、教育機関及び行政機関等 ／	随時 ／	掛川市内及び必要に応 ／	4人 ／	行政、地域団体、企業、教 ／	0 ／

	との交流及び連携を図り、活動の充実及び発展を目指す。 ✓		じてオンライン ✓		育機関等 ✓	
⑪ その他法人の目的達成に必要な事業 ✓	前各号に附帯又は関連する事業その他法人の目的を達成するために必要な事業を実施する。 ✓	随時 ✓	必要に応じて実施場所を定める ✓	4人 ✓	地域住民、障害者等（不特定多数） ✓	0 ✓

(2) その他の事業

なし
✓

50(7A)

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね3か月後以降について作成する。
- 3 2 事業の実施に関する事項については、定款に記載した事業ごとにそれぞれの項目を記載する。
- 4 2 (1)の受益対象者の範囲及び予定人数は、具体的に記載する。
- 5 2 (2)は、その他の事業を行わない場合には記載不要。
- 6 定款に掲載している事業で、計画書に掲載しないものについては、その理由を記載する。

特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan 活動予算書

令和8年度：法人成立の日（令和8年9月1日を想定）から令和9年3月31日まで

（単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費			
		50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄付金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			50,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		

施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
通信運搬費	10,000		
その他経費計			
事業費計		50,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			50,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
- 2 初年度分は、申請予定日からおおむね3か月後以降について作成する。
- 3 「その他の事業」を行う場合には別欄を設けて表示する。（参考：IV-7）
- 4 科目は、適宜追加・削除する。
- 5 次期繰越正味財産額は、次期事業年度活動予算書の前期繰越正味財産額と金額が一致することを確認する。

特定非営利活動法人 Wheelchair Project Japan 活動予算書

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金			
賛助会員受取入会金			
正会員受取会費	50,000		
賛助会員受取会費			
		50,000	
2. 受取寄附金			
受取寄付金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取助成金			
受取助成金			
4. 事業収益			
〇〇事業収益			
△△事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			50,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	30,000		

施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
通信運搬費	10,000		
その他経費計			
事業費計		50,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
.			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			50,000
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			

- * 1 設立（合併）の初年度と翌年度について、それぞれ別葉で作成する。
 2 初年度分は、申請予定日からおおむね3か月後以降について作成する。
 3 「その他の事業」を行う場合には別欄を設けて表示する。（参考：Ⅳ-7）
 4 科目は、適宜追加・削除する。
 5 次期繰越正味財産額は、次期事業年度活動予算書の前期繰越正味財産額と金額が一致することを確認する。